

広島県税条例等の一部を改正する等の条例をここに公布する。

平成二十二年六月二十八日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県条例第三十号

広島県税条例等の一部を改正する等の条例

(広島県税条例の一部改正)

第一条 広島県税条例(昭和二十九年広島県条例第十六号)の一部を次のように改正する。
第三十九条の四の次に次の一条を加える。

(個人の県民税に係る扶養親族申告書)

第三十九条の五 所得税法第九十四条第一項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者(以下この項において「給与所得者」という。)は、当該申告書の提出の際に經由すべき同項の給与等の支払者(以下この項において「給与支払者」という。)から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、法第四十五条の三の二第一項の規定に基づく県民税に関する申告書を、法第三百十七条の三の二第一項に規定する申告書と併せて、当該給与支払者を經由して、当該給与所得者の住所所在地の市町長に提出しなければならない。

2 所得税法第二百三条の五第一項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者(以下この項において「公的年金等受給者」という。)は、当該申告書の提出の際に經由すべき同項の公的年金等の支払者(以下この項において「公的年金等支払者」という。)から毎年最初に同項に規定する公的年金等の支払を受ける日の前日までに、法第四十五条の三の三第一項の規定に基づく県民税に関する申告書を、法第三百十七条の三の三第一項に規定する申告書と併せて、当該公的年金等支払者を經由して、当該公的年金等受給者の住所所在地の市町長に提出しなければならない。

第四十五条第二項中「同項第一号の二」を「同項第二号」に、「同項第一号の三」を「同項第三号」に、「同項第二号の均等割額の算定期間又は同項第三号」を「又は同項第四号」に改める。

第四十六条の二第二項第四号を削り、同項第五号中「前各号」を「前三号」に改め、同号を同項第四号とし、同項第六号を同項第五号とし、同条第三項中「第五十三条第三十一項から第三十九項まで及び第四十五項から第四十七項まで」を「第五十三条第二十六項から第三十四項まで及び第四十項から第四十二項まで」に改める。

第四十八条第一項第一号ハ中「及び清算所得」を削り、同条第二項中「各事業年度の所得及び清算所得」を「及び各事業年度の所得」に改める。

第五十条第一項第一号ハ中「又は清算所得」を削り、同号ハの表中「及び清算所得」を削り、同項第二号中「又は清算所得」を削り、同号の表中「及び清算所得」を削り、同項第三号中「又は清算所得」を削り、同号の表中「及び清算所得」を削り、同条第三項第一号ハ、第二号及び第三号中「及び清算所得」を削る。

第五十二条第一項第三号中「第七十二条の二十九第一項」の下に「（法第七十二条の三十第一項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」を加え、「（当該期間内に残余財産の最後の分配又は引渡しが行われるときは、当該事業年度終了の日からその最後の分配又は引渡しが行われる日の前日まで）」を削り、同項第四号及び第五号を削る。

第七十一条の二中「千七十四円」を「千五百四円」に改める。

附則第六条の四第一項第二号ハ中「租税特別措置法第十条」の下に「（同法第十条の二の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」を加え、「第十条の六」を「第十条の七」に改める。

附則第十一条の二の六を次のように改める。

（非課税口座内上場株式等の譲渡に係る個人の県民税の所得計算の特例）

第十一条の二の六 県民税の所得割の納税義務者が、前年中に租税特別措置法第三十七条の十四第五項第二号に規定する非課税上場株式等管理契約（以下この条において「非課税上場株式等管理契約」という。）に基づき同法第三十七条の十四第一項に規定する非課税口座内上場株式等（その者が二以上の同条第五項第一号に規定する非課税口座（以下この条において「非課税口座」という。）を有する場合には、それぞれの非課税口座に係る非課税口座内上場株式等。以下この条において同じ。）の譲渡をした場合には、当該非課税口座内上場株式等の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額と当該非課税口座内上場株式等以外の株式等の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額とを区分して、これらの金額を計算する。

2 租税特別措置法第三十七条の十四第四項各号に掲げる事由により、非課税口座からの非課税口座内上場株式等の一部又は全部の払出し（振替によるものを含む。以下この項において同じ。）があつた場合には、当該払出しがあつた非課税口座内上場株式等については、その事由が生じた時に、その時における金額（以下この項において「払出し時の金額」という。）により非課税上場株式等管理契約に基づく譲渡があつたものと、同条第四項第一号に掲げる移管、返還又は廃止による非課税口座内上場株式等の払出しがあつた非課税口座を開設し、又は開設していた県民税の所得割の納税義

務者については、当該移管、返還又は廃止による払出しがあつた時に、その払出し時の金額をもつて当該移管、返還又は廃止による払出しがあつた非課税口座内上場株式等の数に相当する数の当該非課税口座内上場株式等と同一銘柄の上場株式等（同法第三十七条の十一の三第二項に規定する上場株式等をいう。）の取得をしたものとそれぞれみなして、前項及び附則第十一条の二の規定を適用する。

附則第十一条の二の十一中「及び清算所得」を削る。

附則第十一条の二の十二中「及び同日以後の解散（合併による解散を除く。）による清算所得に対する法人の事業税（清算所得に対する法人の事業税を課される法人の清算中の事業年度に係る法人の事業税及び残余財産の一部の分配又は引渡しにより納付すべき法人の事業税を含む。）」を削る。

附則第十一条の三中「本条において「中間申告納付」を「この条において「中間申告納付」に改め、「又は法第七十二条の二十九第一項の規定による申告納付（以下本条において「清算事業年度予納申告納付」という。）に係る第五十二条第一項第三号に規定する期間の末日と当該清算事業年度予納申告納付に係る法第七十二条の三十一第一項の規定による申告納付に係る第五十二条第一項第五号に規定する期間の末日とが同一の日となる場合」及び「又は当該清算事業年度予納申告納付」を削る。

附則第十三条の四中「五百一十円」を「七百六十円」に改める。

（法人の県民税の特例に関する条例の一部改正）

第二条 法人の県民税の特例に関する条例（昭和五十年広島県条例第九号）の一部を次のように改正する。

第二条中「並びに同日以後五年以内の解散（合併による解散を除く。）による清算所得に対する法人税額に係る法人税割」を削る。

第三条第二項中「第二号」を「第三号」に改める。

（ひろしまの森づくり県民税条例の一部改正）

第三条 ひろしまの森づくり県民税条例（平成十八年広島県条例第五十八号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「第五十二条第二項第三号」を「第五十二条第二項第四号」に改める。

（農村地域工業等導入指定地区における県税の課税免除に関する条例の廃止）

第四条 農村地域工業等導入指定地区における県税の課税免除に関する条例（昭和四十七年広島県条例第五十六号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

第一条 この条例は、平成二十二年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第四条及び附則第五条の規定 公布の日
- 二 第一条中広島県税条例第三十九条の四の次に一条を加える改正規定及び次条第一項の規定 平成二十三年一月一日
- 三 第一条中広島県税条例附則第六条の四の改正規定 平成二十三年四月一日
- 四 第一条中広島県税条例附則第十一条の二の六の改正規定及び次条第二項の規定 平成二十五年一月一日

(県民税に関する経過措置)

第二条 第一条の規定による改正後の広島県税条例(以下「新条例」という。)第三十九条の五の規定は、平成二十三年一月一日以後に提出する申告書について適用する。

2 新条例附則第十一条の二の六の規定は、平成二十五年度以後の年度分の個人の県民税について適用する。

3 新条例及び第二条の規定による改正後の法人の県民税の特例に関する条例の規定中法人の県民税に関する部分は、平成二十二年十月一日以後に合併、分割、現物出資若しくは現物分配(所得税法等の一部を改正する法律(平成二十二年法律第六号。以下「所得税法等改正法」という。))第二条の規定による改正後の法人税法(昭和四十年法律第三十四号。以下「十月新法人税法」という。))第二条第十二号の六に規定する現物分配をいい、残余財産の分配にあつては同日以後の解散によるものに限る。)が行われる場合、同日以後に解散(合併による解散及び破産手続開始の決定による解散を除く。)若しくは破産手続開始の決定が行われる場合又は同日以後に解散する法人の残余財産が確定する場合における各事業年度分の法人の県民税及び各連結事業年度分の法人の県民税について適用し、同日前に合併、分割、現物出資若しくは事後設立(所得税法等改正法第二条の規定による改正前の法人税法(以下「十月旧法人税法」という。))第二条第十二号の六に規定する事後設立をいう。)が行われた場合又は同日前に解散(合併による解散を除く。)が行われた場合における各事業年度分の法人の県民税及び各連結事業年度分の法人の県民税については、なお従前の例による。

(事業税に関する経過措置)

第三条 新条例の規定(新条例附則第十一条の二の十二の規定を除く。)中法人の事業税に関する部分は、平成二十二年十月一日以後に合併、分割、現物出資若しくは現物分配(十月新法人税法第二条第十二号の六に規定する現物分配をいい、残余財産の分配にあつては同日以後の解散によるものに限る。)が行われる場合、同日以後に解散(合併に

よる解散及び破産手続開始の決定による解散を除く。)若しくは破産手続開始の決定が行われる場合又は同日以後に解散する法人の残余財産が確定する場合における各事業年度に係る法人の事業税について適用し、同日前に合併、分割、現物出資又は事後設立(十月旧法人税法第二条第十二号の六に規定する事後設立をいう。)が行われた場合における各事業年度に係る法人の事業税及び同日前の解散(合併による解散を除く。)による清算所得に対する事業税については、なお従前の例による。

2 新条例附則第十一条の二の十二の規定は、平成二十二年十月一日以後に解散(合併による解散及び破産手続開始の決定による解散を除く。)若しくは破産手続開始の決定が行われる場合又は同日以後に解散する法人の残余財産が確定する場合における各事業年度に係る法人の事業税について適用し、同日前の解散(合併による解散を除く。)による清算所得に対する事業税については、なお従前の例による。

(県たばこ税に関する経過措置)

第四条 平成二十二年十月一日(次項及び第三項において「指定日」という。)前に課した、又は課すべきであった県たばこ税については、なお従前の例による。

2 指定日前に広島県税条例第六十九条第一項の売渡し又は同条第二項の売渡し若しくは消費等(同条例第七十一条の三第一項第一号及び第二号に規定する売渡しを除く。)が行われた製造たばこを指定日に販売のため所持する卸売販売業者等(新条例第六十九条第一項に規定する卸売販売業者等をいう。以下この項及び次項において同じ。)又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第三十九条第一項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを指定日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこを指定日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、県たばこ税を課する。この場合における県たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、次の各号に掲げる製造たばこの区分に応じ当該各号に定める税率により県たばこ税を課する。

一 製造たばこ(次号に掲げる製造たばこを除く。) 千本につき四百三十円

二 新条例附則第十三条の四に規定する紙巻たばこ 千本につき二百五十円

3 前項に規定する者は、これらの者が卸売販売業者等である場合には当該製造たばこの貯蔵場所ごとに、これらの者が小売販売業者である場合には当該製造たばこを直接管理する当該小売販売業者の営業所ごとに、次に掲げる事項を記載した申告書を指定日から起算して一月以内に、知事に提出しなければならない。

一 所持する製造たばこの区分(たばこ税法(昭和五十九年法律第七十二号)第二条第

二項に規定する製造たばこの区分をいう。以下この号において同じ。）及び区分ごとの数量並びに当該数量により算出した県たばこ税の課税標準となる製造たばこの本数

二 前号の本数により算定した前項の規定による県たばこ税額

三 その他参考となるべき事項

4 前項の規定による申告書を提出した者は、平成二十三年三月三十一日までに、当該申告書に記載した同項第二号に掲げる県たばこ税額に相当する金額を納付書によって納付しなければならない。

5 第二項の規定により県たばこ税を課する場合には、前三項に規定するもののほか、新条例の規定中県たばこ税に関する部分（新条例第七十一条の三、第七十一条の五、第七十一条の六及び第七十一条の八の規定を除く。）を適用する。この場合において、新条例第七十一条第二項中「前項」とあるのは「広島県税条例等の一部を改正する等の条例（平成二十二年広島県条例第三十号）附則第四条第二項」と読み替えるものとする。

（農村地域工業等導入指定地区における県税の課税免除に関する条例の廃止に伴う経過措置）

第五条 平成二十一年十二月三十一日までに第四条の規定による廃止前の農村地域工業等導入指定地区における県税の課税免除に関する条例第一条に規定する工業等導入指定地区内において工業等の用に供する設備を新設し、又は増設した者に対して課する事業税、不動産取得税及び固定資産税については、なお従前の例による。